



令和5年度群馬県 子どもの居場所 物価高騰緊急支援事業補助金のお知らせ



群馬県では、今般のコロナ禍における物価高騰等により大きな影響を受けている子どもの居場所の運営を支援するため、子どもの居場所の運営費の削減に必要な経費及び運営に要する経費を緊急的に補助します。

対象事業者

子どもの居場所（子ども食堂、学習支援、遊び・体験活動等）を実施している民間団体

対象経費

- ・運営費の削減に必要な経費（省電力化に繋がる備品や消耗品購入等）
- ・運営に必要な経費（食材費、光熱水費、燃料費等）

補助額

1団体あたり **上限136,000円**（①～④の合計額）

①省電力化に繋がる備品や消耗品の購入費
（子ども食堂） **上限30,000円**
（子ども食堂以外） **上限32,000円**

②学校の長期休業期間等における活動実績を踏まえた額 **上限8,000円**

③こども食堂ネットワークぐんまの会費（こども食堂のみ） **2,000円**

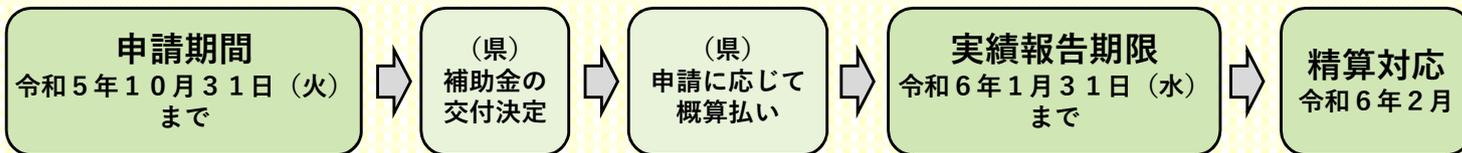
④令和5年4月から12月の9か月間の活動月数を踏まえた額
（右記の表のとおり）
上限96,000円

活動月数	補助額	活動月数	補助額
1か月	8,000	6か月	64,000
2か月	16,000	7か月	72,000
3か月	24,000	8か月	88,000
4か月	40,000	9か月	96,000
5か月	48,000		

主な要件

- ・原則として月1回以上かつ申請から1年以上、活動を継続する見込みがあること
- ・1回あたり、概ね5人以上の子どもの利用があること
- ・利用料は無料又は実費相当額であること
- ・事故等に対応する保険に加入していること
- ・営利活動や宗教的活動、政治的活動を行っていないこと
- ・群馬県ボランティアマッチングサイト「ボラスルン」のボランティア団体として登録済み又は登録申請中であること
- ・「群馬県未利用食品マッチングシステム」の受取団体として登録済み又は登録申請中であること など

申請スケジュール



応募方法

所定の申請書様式に必要な書類を添付の上、下記書類提出先に、メールまたは郵送にてご提出ください。

申請に当たっては、必ず交付要綱をご確認ください。

様式は県ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/608180.html>

※私学・子育て支援課でも配付しています。



お問い合わせ先

群馬県生活こども部私学・子育て支援課子育て支援係
所在地 前橋市大手町1-1-1
電話 027-226-2622
メールアドレス shigakoso@pref.gunma.lg.jp

群馬県子どもの居場所物価高騰緊急支援事業補助金に係るQ&A

No.	問	答
共通項目について		
1	要件の群馬県ボランティアマッチングサイト「ボラスルン」、「群馬県未利用食品マッチングシステム」への登録や事故等に対応する保険に加入しないと、補助金は受けられませんか？	「ボラスルン」、「群馬県未利用食品マッチングシステム」への登録や事故等に対応する保険への加入など、要件をすべて満たさないと補助金は受けられません。
2	要件の群馬県ボランティアマッチングサイト「ボラスルン」や「群馬県未利用食品マッチングシステム」に登録するには、どうしたらよいですか？	<p>■ボラスルン：ネット検索「群馬県 ボラスルン」により専用サイトへアクセスし申請してください。 URL https://volunteer.pref.gunma.jp/ <問い合わせ先>群馬県県民活動支援・広聴課（電話027-226-2290）</p> <p>■群馬県未利用食品マッチングシステム：ネット検索「群馬県未利用食品マッチングシステム」により専用サイトへアクセスし申請してください。 URL https://foodlosszero.pref.gunma.jp/ <問い合わせ先>群馬県廃棄物・リサイクル課（電話027-226-2853）</p>
3	添付書類の「開催状況が分かる資料」について、開催したすべての月の資料を提出する必要がありますか？	1枚で複数月の開催が確認できる場合は、すべての月でなくてもよいです。例えば、半年分の開催スケジュールを記載したチラシを年2回作成している場合は、その2枚のチラシだけで申請可能です。
4	補助対象の①～④のすべてを申請する必要がありますか？	すべてでなくても申請できます。例えば、④だけ申請するというのも可能です。
5	食料配布のみ実施している場合は対象になりますか？	食料配布のみの実施の場合は対象外です。食料配布と合わせて子どもの居場所活動（子ども食堂、学習支援、遊び・体験活動）を実施している必要があります。
①省電力化に繋がる備品や消耗品の購入費について		
6	すでに購入済みの備品や消耗品は対象になりますか？	対象外です。本補助金を申請し、県の交付決定を受けたあとに購入する備品や消耗品が対象です。
7	対象になる製品について、教えてください。	冷蔵庫等の家電製品やLEDライト、カーテン等の省電力化に繋がるものを想定しています。省エネ性能の条件は設けていませんが、省エネ効果が高いものを選んでいただくことを推奨しています。店舗やカタログで「省エネに関する表示」をしている場合がありますので、参考にしてください。
8	複数購入した場合は、すべて対象になりますか？	補助上限額以内であれば、複数購入も対象です。
9	対象経費に含まれるものは何ですか？	備品や消耗品の購入費（税込み）です。設置費工事費等は対象外です。
②学校の長期休業期間等における活動実績を踏まえた額について		
10	長期休業期間等の活動とは、具体的にどんな期間の活動が対象になりますか？	夏休みや冬休み、祝日での開催で、通常の開催スケジュールから追加して開催した場合に対象になります。 (例えば) 毎月1回、開催している団体の場合 (対象) 毎月の開催のほか祝日にも開催した(1回追加して開催した) (対象外) 月1回の開催を祝日に開催した(追加開催なし)
③こども食堂ネットワークぐんまの会費(こども食堂のみ)について		
11	こども食堂ネットワークぐんまに加入するには、どうしたらよいですか？	ネット検索「こども食堂ネットワークぐんま」により専用サイトへアクセスし、サイトに掲載されている「加入申込書」をこども食堂ネットワークぐんま事務局へ提出してください。 URL https://www.g-shakyo.or.jp/department/seikatsu/48126.html <問い合わせ先>こども食堂ネットワークぐんま事務局(群馬県社会福祉協議会)(電話027-255-6111)
④令和5年4月から12月の9か月間の活動月数を踏まえた額について		
12	活動を8月から開始し、8月、9月、10月、11月、12月の5か月開催した場合の補助額は何円ですか？	48,000円です。 (表の「活動月数」「5か月」の金額です。)